

5 日常生活の支援（手帳・障害者福祉）

1. [精神障害者保健福祉手帳](#)

《制度概要》

精神障害のため日常生活や社会生活にハンディキャップを持つ方が申請する事により交付されます。精神障害者の方が地域で生活し、社会参加するための手助けとなります。

《申請窓口・問い合わせ先》

- [各健康サポートセンター](#) 詳細 81 ページ

《郵送申請について》

- 福祉部障害者福祉課認定係 電話：03-5661 - 2465

2. [障害福祉サービス（障害者総合支援法）](#)

障害のある方の障害程度等をふまえて個別に支給決定を行う、障害者総合支援法に定められたサービスです。介護の支援を受けるための「介護給付」と訓練等の支援を受ける「訓練等給付」に分かれています。

それぞれのサービスの利用には、支給申請が必要です。

介護保険制度対象の方は、介護保険のサービスが優先しますので、原則として障害福祉サービス制度の対象にはなりません。詳しくはお問い合わせください。

《対 象》

江戸川区区内にお住まいの方で以下のいずれかに該当される方

- ・ 精神障害者保健福祉手帳を持っている方
- ・ 精神障害を事由とする年金を受けている方
- ・ 精神障害を事由とする特別障害給付金を受けている方
- ・ 自立支援医療受給者証（精神通院）を持っている方
- ・ 医師の診断書がある方

《利用料》

障害福祉サービスの利用料金は、サービス量に応じてかかった経費の1割をご負担いただきます（定率負担）。

ただし、サービスごとに所得により月額負担上限があります。

また入所・通所施設では、食費・光熱水費等の実費負担があります。

利用者負担額上限

区分		生活保護	区民税 非課税	一般(区民税課税世帯)区民税所得割	
				16万円未満	16万円以上
障害者	居宅・通所	0円	0円	9,300円	37,200円
	入所	0円	0円	37,200円	

《サービス種別》

1 介護給付

1) 居宅介護（ホームヘルプ）

自宅で、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。また、通院する時の移動介助を行います。

2) 行動援護

自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

3) 短期入所（ショートステイ）

自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、施設に入所して入浴・排せつ・食事の介護等を行います。

4) 生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴・排せつ・食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

2 訓練等給付

1) 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

2) 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び

能力向上のために必要な訓練を行います。利用期間は原則 2 年間です。

3) 就労継続支援（A型・B型）

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。

4) 就労定着支援

就労系事業所を利用したのちに一般就労した方が、就労を続けていくために、相談や助言・関係機関との連絡調整等を行います。

5) 共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。通過型（3 年間）と滞在型の 2 種類があります。

6) 自立生活援助

自宅で 1 人暮らしをしている方が、自立した生活を送るために必要な環境整備の援助を行います。月 2 回以上の訪問や相談を行い、必要な情報提供・助言等を行います。利用期間は原則 1 年間です。

3 地域相談支援

1) 地域移行支援

精神科病院を退院、もしくは障害者支援施設・保護施設・矯正施設などを退所する方に、地域移行支援計画の作成・相談により不安解消、外出の同行支援、住居の確保、関係機関などの調整等を行います。

2) 地域定着支援

自宅で 1 人暮らしをしている方等に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。グループホーム入居の方、同居のご家族がいる方は原則利用できません。

《お問い合わせ・申請先》

- 福祉部障害者福祉課障害相談第一係・第二係
[江戸川区中央 1-4-1](#) 電話：03-5662-0052、03-5662-0053

《お問い合わせ》

- [各健康サポートセンター](#) 施設詳細 81 ページ

3. サービス等利用計画（計画相談支援）

障害福祉サービスをご利用になる全ての方に“サービス等利用計画”が必要です。この計画は、生活や仕事・趣味・家族との関係などこれからのご希望をお聞きし、現在の状況をふまえて作る計画です。福祉、保健、医療、教育、仕事、住まいなどの総合的な視点から、ご本人らしくいきいきとした生活を送るために作成する、ご本人のためのものです。（介護保険でいうケアプランと同じようなものです。）

また、その後サービスを有効にご活用いただけているか定期的に確認し、計画を見直していきます。（モニタリングといいます。）

《対 象》

- ・ 障害福祉サービスの申請者
- ・ 地域相談支援の申請者

《計画の作成》

原則として、相談支援事業所の相談支援専門員が作ります。（ご本人等が作成することもできます。「セルフプラン」といいます。）

《利用料》

自己負担はかかりません。

4. 移動支援

屋外での活動に著しい制限のある精神障害者の方が、円滑に外出できるように支援します。サービス利用にあたっては申請が必要です。

《対 象》

江戸川区内にお住まいの方で以下のいずれかに該当される方

- ・ 精神障害者福祉手帳を持っている方
- ・ 精神障害を事由とする年金を受けている方
- ・ 精神障害を事由とする特別障害給付金を受けている方
- ・ 自立支援医療受給者証（精神通院）を持っている方
- ・ 医師の診断書がある方

《利用料》

障害福祉サービスの利用者負担は、障害福祉サービスに準じます。詳細 60 ページ

《お問い合わせ・申請先》

- 福祉部障害者福祉課障害相談第一係・第二係

[江戸川区中央 1-4-1](#)

電話：03-5662-0052、03-5662-0053

《お問い合わせ》

- [各健康サポートセンター](#) 施設詳細 81 ページ

5. 江戸川区精神障害者自立生活体験事業【区委託事業】

《目 的》

地域で暮らす精神障害者が、自立した生活を目指して専用居室における一人暮らし体験を支援します。また、病状悪化に早期対応するために、スタッフの見守りの下、安心して過ごせる居室を提供することで本人が望まない入院を回避する。休息を目的とした利用もできます。

《対 象》

精神障害をお持ちの 18 歳以上の江戸川区民で以下に該当する方

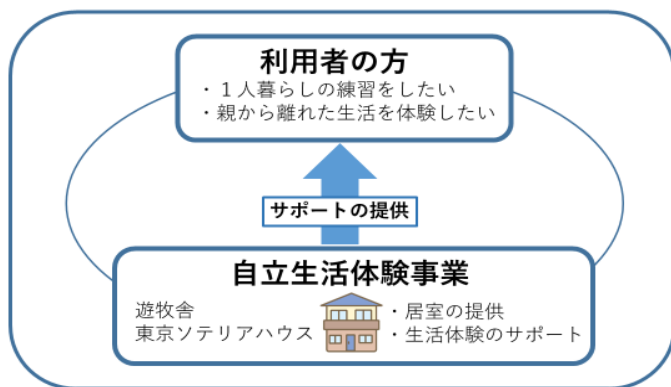
■ 病状が安定している ■ 主治医の紹介状がある

《内 容》

スタッフが、以下のような支援を行います。

- ・生活体験や休養等のための専用居室の貸与
- ・生活体験および生活訓練の実施
- ・生活支援及び生活環境等の調整等

《費用》 無料 ＊食費等実費負担あり



《問合せ・申請先》

- [地域生活体験室 遊牧舎](#) 施設詳細 139 ページ
江戸川区平井 2 丁目 電話：03-5836-5170
- [東京ソテリアハウス](#) 施設詳細 140 ページ
江戸川区松島 4 丁目 電話：03-5879-3312

区委託事業は年度により変更する可能性がありますのでご注意ください。

6. 江戸川区精神障害者居住支援事業【区委託事業】

《目 的》

区内の一般住宅（賃貸借契約による）への入居を希望している精神障害者の住まい探しから転居後の生活を支援します。

《対 象》

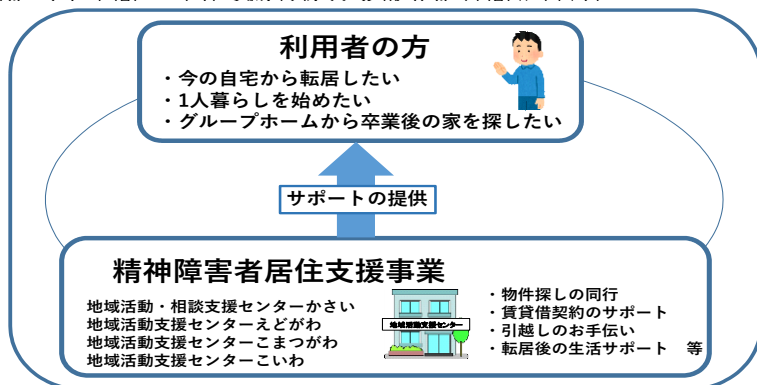
18 歳以上の精神障害をお持ちの江戸川区民で、区内から区内への転居を希望している方

《内 容》 居住支援コーディネーターが、以下のような支援を行います。

- ・不動産屋や物件の下見に同行
- ・保証人や費用などの調整支援
- ・引越しの手伝い
- ・転居後の手続きに同行
- ・生活用品等の購入に同行
- ・不動産屋や大家との連絡調整

《利用期間》

利用申請から 1 年間 （引っ越し後の支援 3 か月間を含む）



《問合せ・申請先》

- [地域活動支援センターえどがわ](#) 施設詳細 80 ページ
江戸川区松島 3-46-10 かとりコーポ 101 電話：03-5879-0708
- [地域活動・相談支援センターかさい](#) 施設詳細 82 ページ
江戸川区中葛西 2-8-3-2 階 電話：03 - 5679 - 6445
- [地域活動支援センターこまつがわ](#) 施設詳細 83 ページ
江戸川区小松川 2-9-2 1F 電話：03-5858-6421
- [地域包括支援センターこいわ](#) 施設詳細 83 ページ
江戸川区南小岩 7-19-7 2 階 電話 03-5661-2495

区委託事業は年度により変更する可能性がありますのでご注意ください。

7. 江戸川区精神障害者ピアサポーター育成事業【区委託事業】

1. 事業内容

精神障害者ピアサポーターとは、精神障害のある人生に直面し、同じ立場や課題を経験したことを生かして仲間を支える人です。

- 1 研修を実施しピアサポーターを育成します。
- 2 ピアサポーター登録システムを構築します。
- 3 ピアサポーターをやりたい人と活躍の場のマッチングを図るため、ピアサポーターの活躍の場を開拓します。

2. 対象者

- 1 原則江戸川区に住民票がある方。
- 2 精神障害者ピアサポーターに興味関心があり、やってみたいという意欲がある方。
- 3 仲間同士の活動や障害の理解につながる啓発活動をやってみたい方。
精神障害者ピアサポーター受け入れに興味があり、協力いただける事業所、団体を募集しております。

3. 費用

個別相談等の支援に関しては、原則無料です。

利用の際の交通費、諸費用は、自己負担です。

4. 支援内容

障害福祉サービス事業所等で活躍するための専門性を高め、特性を生かして働くことを目的とした研修プログラムを提供します。

- 1 講義（前期・後期で計 13 回）・ピアサポーターがいる職場見学・実習による職場体験

2 修了後のフォローアップとして

- ・就労や活躍の場の開拓・支援・定期的なステップアップ研修等の企画
- ・ピア同士がつながる場・支えあう場づくりの支援

《問合せ・申請先》

- [地域活動支援センターこまつがわ](#) 施設詳細 89 ページ

区委託事業は年度により変更する可能性がありますのでご注意ください。